

法人県民税均等割の税率区分の基準・法人事業税資本割の課税標準が変わります

～平成27年4月1日以後に開始する事業年度から～

法人県民税均等割の税率区分の基準及び法人事業税資本割の課税標準（以下「課税標準等」といいます。）について、原則、従来どおり下記 としつつ、 が を下回る場合に とすることとされました。（注）

法人税法上の「資本金等の額」
「資本金」と「資本準備金」の合計額

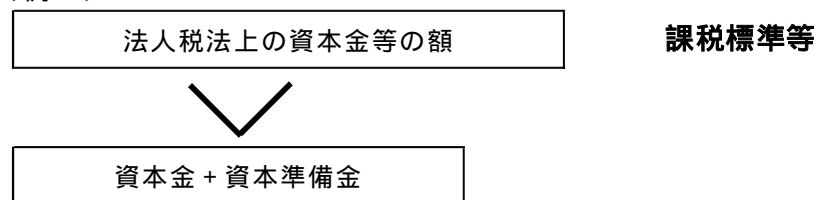
（注）平成27年3月31日以前に開始する事業年度については、自己株式の取得価額等を減算した額を課税標準等とします。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算することとされました。

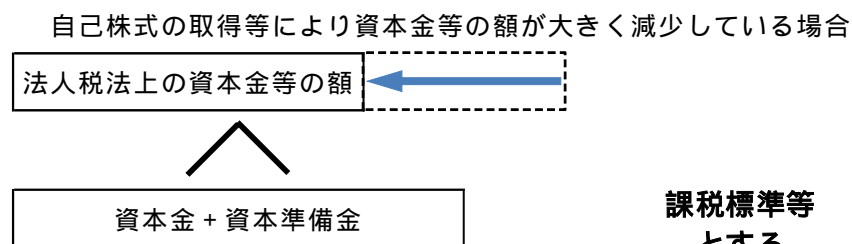
法人県民税均等割について、平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告は、従来どおり前事業年度の末日現在の法人税法上の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

法人事業税資本割の課税標準の資本金等の額が特に大きい法人に対しては、従来どおりの配慮措置が講じられています。

〔例1〕



〔例2〕



〔例〕

